

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 平成福社会

令和6年度

法人本部 事業計画

法人の設立趣旨に基づき、関係機関・団体の協力を得て、大月富士見苑、フェリーチェ上野原、優しい時間、道志茶屋、ラシック桂台、デイサービスいきがい、いきがいフィットネス、放課後等デイサービスみらい並びにケアプランいきがいで行う介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業・通所介護事業・地域密着型通所介護事業・第1号通所事業・居宅介護支援事業・認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業・障害児通所支援事業・障害福祉サービス事業・相談支援事業の充実と発展に努める。

1. 理事会の開催

(1) 理事会を年回（5月・11月・3月）及び必要な都度随時開催する。

2. 監事会の開催

(1) 監事会を年1回（5月）開催する。

3. 評議員会の開催

(1) 定時評議員会を年1回（6月）及び必要な都度随時開催する。

令和6年度

大月富士見苑（介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所生活介護）

事業計画

1. 基本方針

施設の健全な環境に努め、入所者の人間性を尊重し、明るく楽しい施設にし、老人が安心して生活できるよう努める。

2. 入所者の処遇

(1) 生活指導

別に定める処遇計画により、入所者の基本的人権を尊重し、あたたかい愛情のもとに無差別平等に接し、心身の健康保持と機能の回復に努める。

1 日 課

起床洗面	6 : 0 0
朝食	7 : 4 5
リハビリ体操	1 1 : 3 0
昼食	1 2 : 0 0
入浴	
特 浴	1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
個 浴	9:30~11:30、14:00~17:00
機能維持回復訓練	1 5 : 0 0
嘱託医定期診察（毎週金曜日）	1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
夕食	1 8 : 0 0
就寝消灯	2 1 : 0 0

2 生きがい対策

- (1) 日常生活における年中行事の実施
納涼会、感謝祭、園児交流会、クリスマス会、節分等等
- (2) クラブ活動の実施 随時
音楽、手芸等

(2) 給 食

給食については、カロリー及びたんぱく質、脂肪の栄養等配合に留意し、入所者の身体状況に応じ考慮するとともに、楽しい雰囲気の中での食事が出来るよう努める。

また、厨房内においては、常に衛生面について注意をし、食中毒の発生防止に努める。

(3) 環境の整備

施設内の美化と入所者の事故防止に配慮し、廊下等の避難路及び居室入所者ベッド周辺の整理整頓に努め、施設内の換気、通気に注意する。

また、寝具は常に清潔にし、寝間着、肌着についても清潔な物を着用するよう心がける。

(4) 健康管理

施設の環境衛生については定期的に大掃除や消毒を実施し、環境の保全に努

めるとともに、入所者の健康管理についても、随時看護師による健康管理や嘱託医による定期診察をはじめ、地域所在の病院の協力なども求める等、常に観察を行い早期発見、早期治療を励行し、新たな疾病や潜在疾病の根絶を期するよう努める。

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 定期健康診断の実施 | 年 1 回 |
| (2) 定期的診療の実施 | 内 科—毎月 4 回 |
| (3) リハビリテーションの実施 | |

3. 防災計画

別に定める防災計画により防災訓練を定期的実施し、入所者の生命の安全と施設の火災予防に努める。

4. 職員の資質向上

職員の知識と教養を高め、施設職員としての資質の向上を図るため、各種講習会、研修会に積極的に参加させ、また講師等を招いての内部研修を開催するとともに、県内外の先進優良施設の見学を通じ処遇技術の向上に努める。

5. 地域との交流

施設の運営については、関係機関、団体との連絡提携を密にし、特に地域へは各種行事に参加協力を求め、施設の理解を得るとともに、地域の集いにも参加するなどより地域との交流に努め、開かれた施設として役割を果たす。

6. (介護予防) 短期入所生活介護事業

(1) 事業内容

在宅の寝たきり老人等を介護している家族が一時的に介護できなくなった場合に老人をお預かりし、老人及びその家族の福祉向上に寄与する。

(2) 利用定員 8名/日

令和6年度

大月富士見苑（地域密着型通所介護事業、第1号通所事業）

事業計画

1. 事業の基本方針

「大月富士見苑」は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 利用定員

18名（第1号通所事業含む）

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時15分までとする。

4. 事業の実施地域

事業の実施地域は、大月市の区域とする。

5. 職員の職種及び定数

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 2名以上
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

6. 運営方針

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

- (2) 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- (3) 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- (5) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

7. 非常災害対策

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に防災訓練等を実施し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努める。

8. 地域等との連携

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努めるとともに、ボランティアの積極的な受け入れを図り、地域に根ざしたデイサービスセンターの取り組みを展開する。

9. 研修会等への参加

職員の資質の向上を図るため、外部研修会へ積極的に参加するとともに、施設内の研修会も開催し、自己研鑽に努める。

令和6年度 フェリーチェ上野野原（介護老人福祉施設） 事業計画

運営方針

1. 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように支援する。
2. 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

サービスの取扱方針

1. 入居者のプライバシーの確保に配慮する。
2. 入居者の自立した生活を支援することを基本として、適切に施設サービスを提供する。
3. 入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
4. 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
5. 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
6. 入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずる。
7. 事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講ずる。
8. 非常災害に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
9. 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
10. 施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。
11. 提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する
12. 正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない

施設サービス計画

1. 入居者の希望及び把握された解決すべき課題に基づき、また、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
2. サービス担当者会議の開催等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
3. 施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得、当該施設サービス計画を入居者に交付する。
4. 施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

介 護

1. 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
2. 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
3. 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。
4. 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
5. 褥創が発生しないよう適切な介護を行なうとともに、その発生を防止する為の体制を整備する。
6. おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
7. その他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
8. 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置し、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。また、ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
9. 入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
10. サービスの提供に当たっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行う。

食 事

1. 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
2. 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
3. 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
4. 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
5. 安全な食事の提供

機能訓練

1. 入居者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

健康管理

1. 医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置をとる。

相談及び援助

1. 常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

社会生活上の便宜の提供等

1. 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。
2. 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行う。
3. 常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
4. 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

令和6年度

フェリーチェ上野野原（（介護予防）短期入所生活介護） 事業計画

サービスの取扱方針

1. 利用者のプライバシーの確保に配慮する。
2. 利用者の自立した生活を支援することを基本として、適切に指定短期入所生活介護を行う。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
4. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
5. 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
6. 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずる。
7. 事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講ずる。
8. 非常災害に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
9. 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
10. 施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。
11. 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する
12. 正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない

短期入所生活介護計画

1. 4日以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、職員と協議の上、短期入所生活介護計画を作成する。
2. 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、計画の内容に沿って作成する。
3. 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその

家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

4. 短期入所生活介護計画を作成した際には、短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

介 護

1. 各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
2. 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
3. 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。
4. 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
5. 褥創が発生しないよう適切な介護を行なうとともに、その発生を防止する為の体制を整備する。
6. おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
7. その他、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
8. 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置し、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。また、ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
9. 利用者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
10. サービスの提供に当たっては、利用者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行う。

食 事

1. 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
2. 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
3. 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
4. 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、

利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

5. 安全な食事の提供

機能訓練

1. 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

健康管理

1. 医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置をとる。

相談及び援助

1. 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

社会生活上の便宜の提供等

1. 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
2. 常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

令和6年度

フェリーチェ上野原（通所介護事業・第1号通所事業）

事業計画

1. 事業の基本方針

「フェリーチェ上野原」は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 利用定員

30名（第1号通所事業含む）

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

4. 事業の実施地域

事業の実施地域は、上野原市の区域とする。

5. 職員の職種及び定数

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 5名以上
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

6. 運営方針

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (2) 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- (3) 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(5) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

7. 非常災害対策

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に防災訓練等を実施し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努める。

8. 地域等との連携

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努めるとともに、ボランティアの積極的な受け入れを図り、地域に根ざしたデイサービスセンターの取り組みを展開する。

9. 研修会等への参加

職員の資質の向上を図るため、外部研修会へ積極的に参加するとともに、施設内の研修会も開催し、自己研鑽に努める。

令和6年度

優しい時間（地域密着型通所介護事業所・第1号通所事業）

事業計画

1. 事業の基本方針

「優しい時間」は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 利用定員

10名（第1号通所事業含む）

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

4. 事業の実施地域

事業の実施地域は、都留市の区域とする。

5. 職員の職種及び定数

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 1名以上
- (4) 機能訓練指導員 1名以上

6. 運営方針

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (2) 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

- (3) 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- (5) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

7. 非常災害対策

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に防災訓練等を実施し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努める。

8. 地域等との連携

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努めるとともに、ボランティアの積極的な受け入れを図り、地域に根ざしたデイサービスセンターの取り組みを展開する。

9. 研修会等への参加

職員の資質の向上を図るため、外部研修会へ積極的に参加するとともに、施設内の研修会も開催し、自己研鑽に努める。

令和6年度

道志茶屋（地域密着型通所介護事業・第1号通所事業）

事業計画

1. 事業の基本方針

「道志茶屋」は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 利用定員

18名（第1号通所事業含む）

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

4. 事業の実施地域

事業の実施地域は、道志村の区域とする。

5. 職員の職種及び定数

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 2名以上
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

6. 運営方針

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (2) 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- (3) 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(5)居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

7. 非常災害対策

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に防災訓練等を実施し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努める。

8. 地域等との連携

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努めるとともに、ボランティアの積極的な受け入れを図り、地域に根ざしたデイサービスセンターの取り組みを展開する。

9. 研修会等への参加

職員の資質の向上を図るため、外部研修会へ積極的に参加するとともに、施設内の研修会も開催し、自己研鑽に努める。

令和6年度

ラシック桂台（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

事業計画

事業目的

1. 介護保険法に基づき、地域密着型サービスとして認知症の高齢者が可能な限り自宅の近くで24時間、365日、家庭的な環境の中で共同生活ができるよう援助する。
2. 入居者の方々の尊厳を尊重し、入浴・排泄・食事等の介助、その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行う事により、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう体制を整備する。
3. 地域に必要な資源として、このサービスを必要とされる市民に空床をつくることなく円滑に事業を行う。
4. 地域住民との交流のもとで、地域の他の社会資源との連携を図り、より良い町づくりのための発信基地となる。

事業方針

1. ケアプラン作成時、十分なアセスメントのもと入居者のニーズ、ご家族のニーズを把握し、関係事業所・スタッフ間の情報のもとにサービス担当者会議を適時開催し、グループホームでの毎日の生活が入居者にとって楽しいと思えるよう話し合いを行う。
2. 適切なケアプランのもと、的確な支援を行う事でQOLを保ち「その人らしさ」や質の高い「人間の尊厳」を守る。そのためにケア方針の「安心・安全・あなたらしく」に基づき必要なサービスの質の確保、向上を目指す。
3. 職員がグループホームの理念に向けて専門性を持って働ける体制を整える。グループホームの方針を実際のケアに活かすため全体職員会議、ユニット別会議の充実を図り、また、法令上定められた研修についてもこの会議運営で行う。
認知症ケアの専門性やグループホーム運営に必要なより高い専門性を得るために、集合研修や個々の職員に必要とされる研修について計画的に実施する。また、職員同士の勉強会はその自発性を持って開催できるようにする。
4. 法人内や他の事業所との連携を行い、入居者のサービスをさらに広げるための協力体制を作る。
5. 運営推進会議は事業者、ご家族、地域、行政等の代表者をメンバーに事業所運営やサービス内容等を報告し、広く意見を頂く場である。地域とともにあるグループホームの様々な活動に参加いただきながら、地域に根ざし、ともによりよい住みやすい町づくりを進めていけるよう協力していく。積極的に情報の発信を行い、地域に信頼される事業所を目指す。
6. 法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示並びに説明責任を果たす。

- ・サービスの提供にあたっては計画について十分な説明を行い、入居者の理解と同意を得る。
 - ・入居者の権利とプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努める。
 - ・入居者の人権擁護・自己表現の視点から身体拘束廃止、虐待防止、事故予防に努める。
7. 法人内の内部監査及び福祉サービス第三者評価、介護サービス情報公開制度により客観的な評価を受け、改善内容について積極的に取り組み、サービスの質の向上に努める。

令和6年度

デイサービスいきがい（通所介護事業・第1号通所事業）

事業計画

1. 事業の基本方針

「デイサービス いきがい」は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 利用定員

35名（第1号通所事業含む）

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

4. 事業の実施地域

事業の実施地域は、大月市及び都留市の区域とする。

5. 職員の職種及び定数

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 5名以上
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
- (6) 運転手 必要と認める数

6. 運営方針

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に

努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

- (2) 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- (3) 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- (5) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

7. 非常災害対策

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に防災訓練等を実施し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努める。

8. 地域等との連携

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努めるとともに、ボランティアの積極的な受け入れを図り、地域に根ざしたデイサービスセンターの取り組みを展開する。

9. 研修会等への参加

職員の資質の向上を図るため、外部研修会へ積極的に参加するとともに、施設内の研修会も開催し、自己研鑽に努める。

令和6年度 放課後等デイサービス（児童発達支援事業所）みらい 事業計画

1. 事業の目的

障害児および障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な児童発達支援及び、放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- (1) 心身に障害のある児童に対し成育を助長し、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流ができる力を身に着けるとともに、将来を見通して自立の促進を図ることを目的として指導訓練を行うものとする。
- (2) 利用する障害児及び保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援、放課後等デイサービスの提供に努める。
- (3) 児童発達支援及び放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施できるよう務めるものとする。
- (4) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (5) 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第68号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

3. 営業日及び営業時間

営業日 放課後等デイサービス：月曜日～土曜日
児童発達支援：月曜日～金曜日
※ただし12月31日～1月3日を除く

営業時間 午前9：00～午後6：00

サービス提供時間 放課後等デイサービス：授業終了後：午後1：00～午後5：00
：学校休業日：午前10：00～午後4：30
※ただし、状況により時間の延長あり
児童発達支援：午前9：30～午後2：30
※ただし、状況により時間の延長あり
※学校休業（長期休暇・臨時休業）については休業とする

4. 利用定員

10名/日

5. 職員体制

管理者 1名（常勤）

発達支援管理責任者 1名（常勤）

児童指導員 2名以上

6. 事業実施地域

大月市全域及び上野原市・都留市

※ただし、上野原市の西原・柵原・秋山は除外する

7. サービス内容

(1) 事業の具体的な取り組み児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成

(2) 生活支援

- ・社会適応訓練
- ・文化活動
- ・生活指導
- ・遊びの支援
- ・家族介護者訓練教室
- ・健康状態の確認
- ・レクリエーションの実施
- ・その他障害児に対する便宜の提供

(3) 送迎サービス

送迎サービスは、事業者と障害者の保護者双方同意の下で実施するものとする。

(4) 相談および援助等

令和6年度 相談支援事業所みらい事業計画

1. 事業の目的

障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障がい児又は地域相談支援を利用する障がい者（以下利用者」という。）並びに障がい児の保護者に対し、適正な指定計画相談支援を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- (1) 利用者又は障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行う。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (5) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- (6) 自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。
- (7) 関係法令等を遵守する。

3. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日

※ただし、12月29日～1月3日までを除く

営業時間 午前9：00～午後6：00

4. 利用定員

月／35件

職員体制

管理者 1名

相談支援専門員 1名以上

6. 事業実施地域

大月市全域及び上野原市・都留市

※ただし、上野原市の西原・欄原・秋山は除外するが、状況により対応する場合もある

7. 事業内容

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

① 計画相談支援

- (1) 障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画(案)（本計画の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。
- (2) 定期的にサービス等の利用状況を検証し、計画の見直し(モニタリング)を行なう。

②基本相談支援

- (1) 全ての障害児者及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

③障害児相談支援

- (1) 障害児通所支援利用者に対して、障害児支援利用計画(案)（本計画）の作成を行ない、サービス事業所等との連絡調整を行なう。
- (2) 継続障害児支援利用援助：定期的に障害児のサービス等の利用状況の検証を行ない、計画の見直し(モニタリング)を行なう
- (3) 関係機関との連携、ネットワーク構築 行政、福祉、医療、教育等の関係機関と連携を図るとともに、必要な専門機関の紹介を行う。また、関係機関とのネットワークを構築し、当事者の地域生活を支えるシステム作りに協力・貢献する。

令和6年度

いきがいフィットネス（地域密着型通所介護事業・第1号通所事業）

事業計画

1. 事業の基本方針

「いきがいフィットネス」は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざす。

2. 利用定員

1 単位目 10名（第1号通所事業含む）

2 単位目 10名（第1号通所事業含む）

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 1 単位目 午前9時15分から午後0時15分までとする。
2 単位目 午後1時30分から午後4時30分までとする。

4. 事業の実施地域

事業の実施地域は、大月市の区域とする。

5. 職員の職種及び定数

(1) 管理者 1名

(2) 生活相談員 1名以上

(3) 介護職員 1名以上

(4) 機能訓練指導員 1名以上

6. 運営方針

(1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成し、計画的にサービス提供を行う。

(2) 提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治医等とも連携を図り、常にその改善を図る。

(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識してサービスの提供に当たる。

- (4) 利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。
- (5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。
- (6) 利用者又は家族に対し、サービスの内容及び提供方法について理解しやすいように説明する。
- (7) 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

7. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

8. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

9. 苦情処理

通所型サービスの提供に係る利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

10. 秘密保持

- (1) 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- (3) 担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

11. 研修会等への参加

職員の資質の向上を図るため、外部研修会へ積極的に参加するとともに、施設内の研修会も開催し、自己研鑽に努める。

令和6年度 ケアプランいきがい 事業計画

1. 基本方針

事業所は、要介護者等の依頼により、要介護者等の心身の状況や、その置かれている環境等をふまえ、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的、かつ効果的に提供され、要介護者等が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2. 職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	1名以上

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日	ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分	

4. サービス提供方法

所属する介護支援専門員は、面接調査により要介護者等の有する能力、置かれている環境等の評価を行い、要介護者等が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題に基づき、適正な居宅サービス計画を作成し、また、作成後も要介護者宅を訪問し、居宅サービスの実施状況を把握する。

5. 関係機関との連携

事業所は、居宅サービス計画の作成・実施にあたり、保険者である市町村との連携に努め、また、居宅サービスの提供にあたっては要介護者等が自立した日常生活を営むことができるようサービス提供事業者との連携に努める。

6. 苦情対応

事業所は、作成された居宅サービス計画や、提供された居宅サービスについて要介護者等から苦情を受け付けた場合は、速やかに実態を調査し、必要な改善を行う。